



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1041 採石業務管理者試験の実施 (砂防課)..... 1

○ 公告

軽油引取税免税軽油使用者証の無効 (税務課)..... 2

告 示

和歌山県告示第1041号

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定により第49回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和2年7月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

令和2年10月9日（金）午前10時から正午まで

(2) 場所

和歌山市茶屋ノ丁2番地1

和歌山県自治会館 304会議室

2 試験科目及び出題範囲

(1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）

(2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

3 受験手続等

(1) 申込用紙の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

令和2年8月3日（月）から同年9月11日（金）までの間の日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時45分まで

イ 配布場所

和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課

各振興局建設部管理保全課

(2) 提出書類

ア 受験願書

イ 受験票（返信用63円切手を貼り付けること。）

ウ 写真（手札形とし、受験願書提出前6か月以内に撮影した正面上半身像で、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

(3) 受験手数料

8,000円（和歌山県証紙を受験願書に貼り付けること。）

(4) 提出方法

受付期間内に簡易書留郵便により郵送すること。

なお、受付は郵送のみとし、持参、ファクシミリ、インターネット等による受付は行わない。

(5) 受付期間

令和2年9月1日（火）から同月14日（月）まで。ただし、受付期間中の消印があるものは、受け付ける。

(6) 提出先

〒640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課

4 合格者の発表等

(1) 合格発表日

令和2年11月2日（月）

(2) 発表の方法

ア 合格発表日の午前10時に和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課に合格者の受験番号を掲示する。

イ 受験者に対し郵送により可否を通知する。

5 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により、口頭で総合得点を開示請求することができる。

開示を希望する者は、受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課に請求すること。

開示の期間は、令和2年11月2日（月）から同年12月3日（木）までの間（日曜日、土曜日及び休日を除く。）とする。

6 問合せ先

和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課

各振興局建設部管理保全課

公 告

公 告

次の軽油引取税免税軽油使用者証は、紛失した旨の届出があったので、令和2年4月10日以降無効とする。

令和2年7月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

業 種	記 号 番 号	有 効 期 限	免税軽油使用者証に記載された 使用者の住所及び氏名	交付した事務所
船舶	和歌山県 第102615号	平成29年9月25日から 令和2年9月24日まで	和歌山市鷹匠町1-10-1 島本和寛	和歌山県税事務所